

障害者自立支援法の抜本的な見直しに関する意見書

障害者自立支援法が平成18年4月より施行され、同年10月に本格実施されました。

この障害者自立支援法では、増大する障害福祉サービスの財政基盤の安定化をはじめ、障害種別、地域間のサービス格差の是正などが掲げられ、利用者に対する定率負担が導入されました。これにより、様々な社会資源を活用して地域で自立生活を送りたいと願う重度障害者ほど負担が大きくなるという状況になっています。厚生労働省は法施行後、自己負担額の上限額を四分の一にする軽減策を打ち出し、また平成19年4月からは、新宿区でも自己負担率を3%にする独自の軽減策を打ち出しています。

もちろん、利用者負担は個々の状況により違いは見られるものの、現在多くの方はこれらの軽減策により減額されています。しかし、軽減措置は平成21年3月までの経過的なものであるため、もともと障害基礎年金等限られた収入で生活をしている障害者にとっては根本的な問題の解決にはなっていません。このままでは、経過措置として設けられている軽減策の終了後は、障害福祉サービスの利用に伴う自己負担額を負担しきれず、サービス利用を抑制するという事態が生じかねないと危惧しています。

そこで、このような障害者の生活権が脅かされている状況を鑑み、障害者が地域の中で普通に暮らせる社会を実現するために、障害者自立支援法の抜本的な見直しを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成19年10月 日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて